

# 生徒心得

福井県立盲学校 生徒指導部

健康で明るい学校生活を大切にし、本校の生徒としての品位を保ち、社会的に信頼される人間になることをめざして次に掲げることがらを守ること。

## 1 登校・下校

- ア 登下校の際は、交通道德を守り安全に留意すること。
- イ 通学・帰省の服装は制服とする。
- ウ 始業5分前には学校に到着すること。
- エ 下校時刻を守ること。下校時刻を過ぎても残留する場合、教員または寄宿舍指導員の許可を得て、必要に応じて、生徒指導部に届けること。
- オ 日曜日・祝日・休業日の学校使用は教員または寄宿舍指導員の指導のもとで使用し、生徒指導部に届けること。

## 2 遅刻・早退・外出・欠席および休学

- ア 高等部生徒は、遅刻した場合、生徒指導部より入室許可証をもらい承認を得て教科担任に提示し許可を得ること。
- イ 高等部生徒は、登校後やむを得ない理由で早退・外出する場合、担任と生徒指導部へ届け出て許可を得ること。
- ウ 欠席する場合は、事前に担任に連絡すること。ただし、突発的な事由による場合は、出来るだけ早く担任に連絡すること。
- エ 高等部生徒は、欠席が1カ月以上にわたる場合、所定の書類を添えて長期欠席届を出すこと。
- オ 親族に不幸があった場合は、届け出により次の忌引ができる。

父母（養父母）及び子	……	死亡の日より7日
祖父母及び兄弟	……………	死亡の日より3日
その他3親等以内の親族	…	葬儀日の1日

### 3 授業・考査

- ア 授業中は常に真剣な気持ちで学習に専念すること。
- イ やむを得ない理由で授業を受けられない場合は、教科担任に申し出て許可を得ること。
- ウ 常に予習・復習を行い、自主的学習に努めること。
- エ 定められた服装で授業を受ける。それ以外の服装で授業を受ける場合は、教科担任の指示に従うこと。
- オ 教科書・学用品などを忘れた場合は、教科担任に届け出ること。
- カ 寄宿舍に忘れ物などを取りに帰る場合は、担任または教科担任の許可を得ること。
- キ 考査は自己の実力をもって公明正大に受けること。
- ク 答案の提出は考査開始後30分以後であること。

## 4 服装

### ア 制服

#### ◆幼・小学部

自由とする

(学生服・セーラー服・ブレザーでもよい)

#### ◆中学部

男子 学生服

女子 セーラー服、白ネクタイ、ひだスカート  
または上着と同色のスラックス

#### ◆高等部（普通科）

男子 学生服

女子 学校指定のブレザー及びスカート

#### ◆18歳以上の生徒 清潔で華美でない服装とする。

ただし、夏期においては、次のようにする。

#### ◆中学部

男子 白色無地のカッターシャツ  
または開襟シャツ

女子 白のブラウス  
スカートは前記に準ずる

◆高等部（普通科）

男子 白色無地のカッターシャツ

または開襟シャツ

女子 白のブラウス

スカートは前記に準ずる。

※上記と異なる服装をする場合、事前に生徒指導部の許可を得ること。

イ 衣替えの時期は、その都度指示する。

ウ 体育および理療科実習時の服装・体育時の服装は、本校が指定するトレパン・トレシャツ及び白衣とする。

ただし、教科担任が認める場合はその限りでない。

また、教科担任が特別に指示した時は、その指示に従うこと。

エ 生徒のセーター・ベスト・コートの色や型については華美でないものとする。

オ 式典時の服装は、その都度指示する。

カ 履物

校内外での学習時は、白色（ライン色は自由）のシューズまたは踵の低いスリッパとする。

## キ 頭髪

学習および学校生活に支障がないよう、清潔、端正を心がけ、学生としてふさわしい頭髪とする。

## 5 施設・備品

ア 校舎・備品・学校図書などの公共物は大切に扱うこと。破損した場合は、必ず係の教職員に申し出ること。

イ 器具などを所定の場所から持ち出したり、個人的に使用したりする場合は、あらかじめ係の教職員に申し出ること。

ウ 校舎内外の清潔美化に留意し、分担区域の清掃には責任をもってあたること。

## 6 保健衛生

ア 常に健康に留意し、負傷や病気の場合はただちに届け出て、手当の指示を受けること。

イ 本校が行う健康管理上の諸検診は、必ず受けること。

## 7 所持品

- ア 学習に不必要な金銭及び物品は所持しないこと。
- イ 所持品には氏名を記入すること。
- ウ やむを得ない理由で多額の金銭や貴重品を持参した場合は、直ちに担任に届け出て保管してもらうこと。
- エ 金銭や物品を紛失または拾得した際は、直ちに担任に届け出ること。
- オ 他人の物品を無断で使用したり移動したりしないこと。
- カ 携帯電話・その他情報機器等の校内持ち込みについては、事前に生徒指導部に届け出て許可を得ること。

## 8 集会・掲示

- ア 集会・出版・掲示をする場合は、事前に顧問教員の了解を求め、生徒指導部の許可を得ること。
- イ 特定の政治活動や、宗教活動はしないこと。
- ウ 校外で集会を開催、または集会に出席する場合は、事前に担任に届け出ること。

## 9 諸活動

生徒会活動には進んで参加すること。生徒会が主催する活動に出席できない場合は、顧問の教員、担任、生徒指導部の許可を得ること。

## 10 交友

交友関係は大切にし、明朗健全な交際であること。

## 11 飲酒・喫煙

20歳以上の生徒の敷地内での飲酒・喫煙を禁止する。

## 12 校外生活

ア 外出の際は、家族に行き先等を連絡すること。白杖を携行することが望ましい。

イ 自動車・バイク・自転車の運転を禁止する。

ウ 保護者の許可無くして外泊しないこと。

エ 風紀上好ましくないと思われる場所には出入りしないこと。



## 13 校外実習・アルバイト

- ア 校外実習を行う場合、事前に担任及び進路指導部に届け出て許可を得ること。
- イ アルバイトは、原則として長期休業期間のみとする。ただし、事前に担任及び生徒指導部に届け出て許可を得ること。（学業及び生徒としての生活に支障のある場合は、許可されないこともある）

## 14 懲戒

本校の諸規則に違反し、その他生徒としての本分に反した場合は、次の懲戒を与える。

- ① 訓告      ② 停学      ③ 退学

ただし、②・③については、高等部に在籍する生徒に限る。

## 15 特例

- ア 特別な事情により、この規定に従うことが困難な場合  
生徒指導部に届け出て許可を得なければならない。
- イ 特別な事情とは次の場合とする。
- ① 実社会生活の経験等をふまえ、禁止することが  
かえって好ましくないと考えられる場合。
  - ② 身体上の事情のある場合。
  - ③ 家庭上の事情のある場合。
- ウ 次の場合は審査の上、特例として許可されるが、  
指導に従わないときは、許可を取り消すことがある。
- 下宿 …………… 満18歳以上の生徒で、保護者が  
同意した者。

## 16 その他

- ア 次の各項に該当する場合は、届け出により欠席扱いとしない。
- ① 本校が認めた行事に参加する場合。
  - ② 入学試験及び本校が認めた試験を受ける場合。
  - ③ その他、本校が特別に認めた場合。
- イ 通学する生徒は所定の通学届を生徒指導部へ提出すること。
- ウ 住所変更の場合は1週間以内に必ず届け出ること。
- エ 諸届については所定の用紙に記入し、定められた手続きを経て承認を得ること。
- オ 舎生については、舎生の心得を遵守し諸届を励行すること。
- カ 常に身分証明書を所持すること。

1995年3月	一部改正
2000年3月	一部改正
2003年3月	一部改正
2003年6月	一部改正
2004年2月	一部改正
2009年3月	一部改正
2014年3月	一部改正
2017年4月	一部改正
2021年4月	一部改正
2022年9月	一部改正

## 各種手続き

### 1 遅刻届（入室許可証）

本人（記入） → 生徒指導部（記帳）  
→ 教科担任 → 担任 → 生徒指導部

### 2 早退・外出届（許可証）

本人（記入） → 担任 → （本人）  
→ 生徒指導部（記帳） → （本人）  
→ 教科担任 → 生徒指導部

### 3 休学願・復学願

本人（保護者） → 担任 → 教務部

### 4 諸活動届

生徒責任者 → 担当責任者 → 生徒指導部

### 5 集会・掲示

生徒責任者 → 担当責任者 → 生徒指導部

### 6 通学届

本人（保護者） → 担任 → 生徒指導部

### 7 住所変更届

本人（保護者） → 担任 → 生徒指導部  
→ 教務部

## 8 忌引願

本人（保護者） → 担任 → 生徒指導部  
→ 教務部

## 9 特例許可届

本人（保護者） → 担任 → 生徒指導部

## 10 アルバイト

本人（保護者） → 担任 → 生徒指導部

## 11 校外実習届

本人（保護者） → 担任 → 進路指導部